

子どもたちの健やかな成長のために 体罰のない学校づくりを目指して

1 体罰が発生する背景・土壌について

● なぜ、体罰は起こるの？

- ・ 生徒指導に対する教師間の意識のずれと指導場面での教師の心理的状态
- ・ 「愛の鞭論」といった体罰を容認する風潮
- ・ 児童生徒、保護者、教職員の間の体罰に対する認識の温度差
- ・ 学校や教師に対する保護者・地域からの過度の期待

→ 社会的合意が形成されにくい

(1) 教職員の意識の問題

- 「厳しく指導してほしい」という保護者の期待や願いの一面的な解釈と「信頼関係があれば手を出しても大丈夫」という誤った認識
- 保護者や周囲の教職員からの無言の圧力を感じ、「自分が何とかしなければ」という責任感のあまり問題を早急に解決しようとする意識
- 基本的に「子どもは教師の指導に従うべきもの」、「子どもは未熟な存在で、指導してやるんだ」という観念と指導法に対する過信
- 教職員自身の指導法に対する自信のなさや厳しい指導をしないと児童生徒に「なめられる」という不安やあせり
- 口頭での注意だけでは生徒の問題行動を制止できないジレンマ
- 「罰を与えて指導しよう」とする思いがあり、児童生徒を「同じ人権を持つ存在として見よう」としない人権意識
- 「どこまでが懲戒でどこからが体罰か」という境界線が明確でない
- 指導の過程において、「体罰でない」と言い切れない行為を「スキップの範疇だ」と捉える甘い認識
- 部活動において、「強くするためには、生徒に緊張感を持たせ、体で教えることが大切だ」といった指導者の経験に基づく旧態依然とした考え方



(2) 学校の組織や体制(制度)の問題

- 多忙な学校現場において、教職員のストレスが蓄積し、冷静な判断での指導がなされない場合がある。
- 問題を一人で抱え込まなければならない環境や個々の教職員の生徒指導に対して、周囲の者が批判しにくい雰囲気など、学校組織としての弱さがある。
- 決まりを守らせるための厳しい指導が体罰につながる場合が多い。現行の校則が必ずしも実態にあっていない状況もある。
- 部活動では、勝敗にこだわり過ぎるという課題があり、本来の教育目標である「人間形成」からかけ離れた指導をしているケースがある。

2 体罰禁止

体罰とは

- ① 身体に対する侵害を内容とする懲戒
- ② 間接的に肉体的苦痛を与えるような懲戒



判断

- ① 心理面
- ② 学習面
- ③ 子ども同士の間関係
- ④ 子どもと教師の間関係

人権侵害

児童の権利に関する条約

- ・ 第3条「最善の利益」
- ・ 第12条「意見を表明する権利」
- ・ 第19条「虐待からの保護」
- ・ 第37条「拷問等の禁止」



学校教育法上の違法行為 (学校教育法第11条)

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

① 行政上の責任

(公務員法上の処分及び措置)
懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)を受ける

② 刑事上の責任

暴行罪(刑法第208条)
傷害罪(刑法第204条)
監禁罪(刑法第220条)

教員の責任

③ 民事上の責任

損害賠償責任(民法第709条)

④ 道義上の責任

公教育に携わる教員としてあってはならない行為

学校は、子どもたちが楽しく安心して学ぶことができる場であり、教職員と児童生徒との人間的な交流の場でもある。また、教職員は、子どもたちの発達段階を考慮しつつ、あらゆる教育活動を通して、将来に向けての「生きる力」を育む必要がある。

しかしながら、学校教育における生徒指導や部活動の場面などで行き過ぎた指導が行われ、結果として体罰が発生したケースも報告されている。

また、こうした体罰事件が起きた場合、子どもたちが怪我をしたり、精神的な苦痛を受けたとして、保護者から訴えられる事態も生じている。

こうしたことから、学校は、今一度、体罰に対する認識を深め、「体罰は絶対に許さない」という強い信念のもと、十分な議論を行う必要がある。

高知県体罰防止検討会議まとめ 平成16年3月作成 抜粋

3 懲戒の限度

- ① 用便に行かせなかったり、食事時間を過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- ② 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは、たとえ短時間でも義務教育では許されない。
- ③ 授業時間中、怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- ④ 人の物を盗んだり、壊したりした場合など、懲らしめる意味で、体罰にならない程度に放課後残しても差し支えない。
- ⑤ 盗みの場合など、その生徒や証人を放課後尋問することはよいが、自白や供述を強制してはならない。
- ⑥ 遅刻や怠けたことによって清掃当番などの回数を多くするのは差し支えないが、不当な差別行遇や酷使はいけない。

「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」（昭和24年8月2日 法務府発表）

4 体罰の克服・防止

- ① 子どもや保護者との信頼関係を築く
- ② わかる魅力のある授業づくりのための指導力の向上に努める
- ③ 教職員一人ひとりの人権意識を高める
- ④ 教職員の共通理解と風通しのよい職場環境づくりを進める
- ⑤ 学校の教育相談体制を充実する
- ⑥ 罪かれた学校づくりを一層推進し、学校・家庭・地域が一体となった環境づくりを進める



5 これまでの体罰事例と教育的配慮

事例1

A教諭は、前日に校内で発生した問題行動の関係者として、担任する生徒Bから事情を聴取していた。事情聴取を始めて10分ほど経ったころ、同生徒が横柄な態度を見せ、素直に質問に応えないことに立腹したA教諭は、「どうして素直にしないのか」と怒鳴りながら、Bの座っている椅子を蹴り、Bは床に倒れた。その後、起きあがろうとしたBの頬を、2回平手打ちした。この際、1回がBの耳に当たった。この物音に気付いた隣室の教諭が制止に入り、その場は終わった。

翌日、耳の痛みを訴えたBは鼓膜裂傷で全治2週間と診断された。

事例2

練習試合で、日ごろの練習成果を見せるチャンスを与えようと起用した控え選手が、簡単なサインプレーを失敗したことから、奮起を促そうと、直後にベンチで数回頬を平手打ちした。

その時点では負傷はわからなかったが、翌日の水泳の授業で鼓膜が裂傷していることが判明した。

◇上記の事例は、これまでの実例をもとに創作したものです。

懲戒は児童・生徒が自ら行為を反省し、健全な生活態度を取り戻すことを目的としている以上、児童・生徒や保護者が懲戒を受ける理由を納得することが大切です。

体罰とは、直接生徒の身体に触れるものだけをいうのではなく、運動場を走らせたり、長時間起立させたりすることも、状況によっては体罰となる可能性があります。

体罰問題は教師自身が引き起こす問題ですから、学校における危機管理の中でも未然防止に向けた取組がもっとも実施しやすいと言えます。「学校から暴力を一掃する」という強い決意を、まず教職員から身をもって示すことが重要です。

日常の生徒指導に対する姿勢を今一度見直し、確かな生徒理解に基づいた信頼される学校づくりを推進していくことこそが求められています。

高知県教育委員会

平成17年3月